

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和7年3月27日

安城市長 三星元人

安城市条例第5号

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例

安城市パートタイム会計年度任用職員の報酬等及び費用弁償に関する条例（令和元年安城市条例第45号）の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「2,620円」を「7,140円」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。